

中小企業経営革新等応援事業補助金に関する財産処分の取扱いについて

中小企業経営革新等応援事業補助金交付要綱第17条に規定する財産の処分の制限について、次により取り扱うものとする。

第1 財産処分承認申請書の提出要件について

補助事業者は、財産処分制限期間を経過する以前に、財産を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けること。

ただし、当該財産の取得価格または増加価格が、50万円未満のものはこの限りではない。

第2 財産処分の制限期間について

補助事業により取得し、または効用が増加した財産の処分制限期間については、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

第3 財産処分の承認を要するものについて

- (1) 補助事業によって試作されたものを処分する場合
- (2) 試作品以外の補助対象物件を販売または処分若しくは目的外使用する場合
- (3) 無形資産のうち、特許権、実用新案権および著作権を譲渡または実施権を設定する場合

第4 要綱第17条第2項における財産処分による県への納付額の算出方法について

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここで、

A：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、「補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間を定める省令」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

B：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C：当該処分財産に係った補助対象経費

D：Cに対する当該補助金の確定額

E：納付額

納付額：Eは、当該補助金の確定額：Dから要綱第20条に基づく納付額を控除した金額を限度とする。

第5 実施日

この取扱いは、平成27年6月23日から適用する。